

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	教員によるわいせつ行為への対応
著者 / 所属	竹内 健太 / 文教科学委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	434号
刊行日	2021-4-28
頁	45-57
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210428.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

教員によるわいせつ行為への対応

竹内 健太

(文教科学委員会調査室)

1. はじめに
2. 教員によるわいせつ行為の現状
3. わいせつ行為を行った教員の免許状の取扱い
4. 最近の主な政府・関係者の動き
5. 議論の整理
6. おわりに

1. はじめに¹

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじり、長期にわたり心身に多大な悪影響をもたらすものである。近年、教員、保育士、ベビーシッターなど、子供の成長に関わる大人による性犯罪・性暴力の問題がクローズアップされてきているが²、信頼する大人から性犯罪・性暴力を受けることで、子供はその先の人生の長きにわたり、大きな傷を抱えていくこととなる。断じて許されるものではなく、その根絶に向けた取組が求められている。

そこで本稿では、特に多くの議論が積み重ねられている、教員によるわいせつ行為に焦点を当て、その現状及び対応に係る最近の主な政府・関係者の動き等を概観するとともに、議論の整理を行うこととする³。

¹ 本稿は令和3年4月9日までの情報を基に執筆している（URLの最終アクセスの日付は、いずれも同日）。

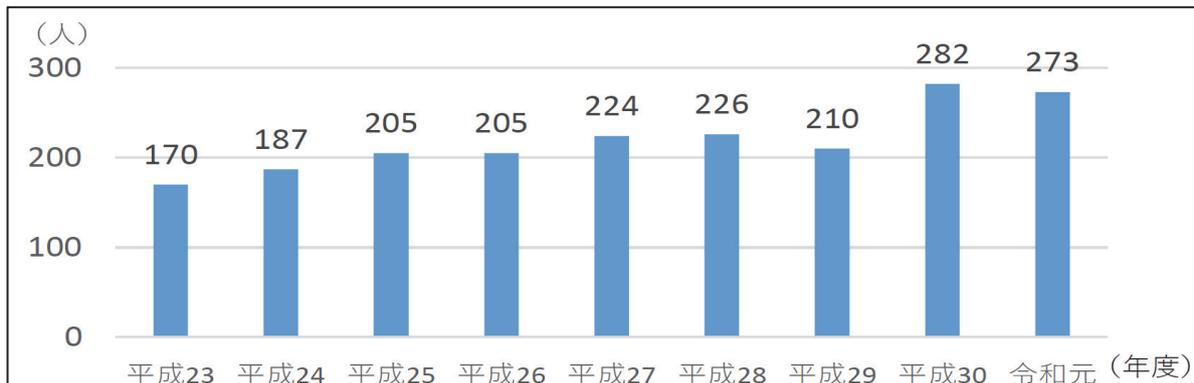
² 例として、『FNNプライムオンライン』の特集「性被害から子どもを守ろう」〈<https://www.fnn.jp/subcategory/kodomo-mamoro>〉（令和2年7月～）、『読売新聞』の「許すな わいせつ教員」と題する一連の報道（令和2年9月～）などがある。

³ 子供の成長に関わる職業は、教員以外にも、学校における教員以外の職員（事務職員や専門スタッフ等）、保育士、ベビーシッター、学習塾の講師、放課後児童クラブの職員やスポーツクラブのコーチなど多岐にわたっており、これらの者による性犯罪・性暴力への対応も必要となる。加えて、保護者・親族、知り合いや見知らぬ大人による性犯罪・性暴力、さらには未成年同士による性犯罪・性暴力も存在しており、これらについても別途対応が求められる（5.（1）参照）。

2. 教員によるわいせつ行為の現状

文部科学省の「公立学校教職員の人事行政状況調査」によれば、わいせつ行為等⁴により懲戒処分等を受けた公立学校教員は、近年 200 人前後で推移していたが、平成 30 年度は、調査を始めた昭和 52 年度以降最多の 282 人、令和元年度は、同 2 番目の 273 人となった（図表 1 参照）。令和元年度の 273 人のうち、自校の児童生徒など 18 歳未満の者に対するわいせつ行為を行った者は 126 人である（免職 121 人、停職 5 人）。

図表 1 わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況（公立）



（出所）各年度の「公立学校教職員の人事行政状況調査」より作成

同調査の数字は、懲戒処分等を受けた者に限られる点に留意が必要である。すなわち、教員と教え子という力関係があるため子供がわいせつ行為の被害を言い出せない、教員が言葉巧みに子供を支配し、わいせつ行為であると認識させないようにする、恋愛感情を利用する等の場合や、子供が被害を言い出せたとしても、学校や教育委員会による適切な調査が行われず処分につながらなかった場合等は含まれていない。

また、私立学校については、文部科学省が初めて私学を対象に実施した実態調査により、わいせつ・セクハラ行為による懲戒解雇が、平成 29～令和元年度の 3 年間で 27 人に上ることが明らかになった⁵。同調査で明らかになった人数について、坂田仰日本女子大学教授は、「私立は教員の不祥事が生徒募集に直結するため、穏便に処理されるケースが多い。解雇に相当する行為をしている人数はもっと多く、調査で得られた数字は氷山の一角だろう」と指摘している⁶。

このほか、教員によるわいせつ行為は、繰り返されるケースも多く、中には、懲戒処分を受けて退職したものの、処分歴を隠したり名前を変えたりして別の自治体で採用され、わいせつ行為を繰り返した例や、子供の成長に関わる教員以外の職業に就いてわいせつ行

⁴ 同調査における「わいせつ行為等」の定義は、①「わいせつ行為」（強制性交等、強制わいせつ（13 歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び 13 歳未満の者へのわいせつ行為）、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）、わいせつ目的をもって体に触ること等）、②「セクシュアル・ハラスメント」（他の教職員、児童生徒等を不快にさせる性的な言動等）である。

⁵ 『読売新聞』（令 3. 2. 23）

⁶ 前掲注 5 に同じ

為を繰り返した例も報じられている⁷。

3. わいせつ行為を行った教員の免許状の取扱い

わいせつ行為を行い、懲戒免職処分等を受けた教員に対しては、教員免許状の失効・取上げや官報への掲載等の措置が採られることとなる。そこで本節では、こうした教員の免許状の取扱いについて確認していく。

(1) 免許状の失効・取上げと官報への掲載

教育職員免許法（以下「免許法」という。）の規定により、①禁錮以上の刑に処せられた場合⁸、②公立学校の教員が懲戒免職又は分限免職⁹の処分を受けた場合、③国立学校又は私立学校の教員が懲戒免職又は分限免職に相当する事由により解雇された場合等には、教員免許状が失効又は取上げ処分となる（第10条第1項、第11条第1項・第2項等）¹⁰。

免許管理者（都道府県教育委員会）は、上記①～③の場合等により免許状が失効した又は取上げ処分を行ったときは、免許状の種類、失効・取上げの事由、氏名、本籍地を官報に公告する等とされている（第13条第1項）。

(2) 官報情報検索ツール

文部科学省は、平成30年度から、教員の採用権者（教育委員会・学校法人等）のうち希望する者に対して、「官報情報検索ツール」（以下「検索ツール」という。）を提供している。検索ツールは、教員を採用するに当たり、懲戒免職処分等を受けたことによって免許状が失効・取上げとなった事実の有無を確認する際の手段の一つとして、官報に公告された公開情報である免許状の失効・取上げ情報を簡便に確認することのできるツールであり、採用希望者が過去の懲戒免職歴等を秘匿して採用されることを防ぐ上で有効であるとされている¹¹（検索ツールの概要は、次頁図表2参照）。

⁷ 『毎日新聞』（令2.1.20）、『読売新聞』（令2.10.21、令3.3.29）等

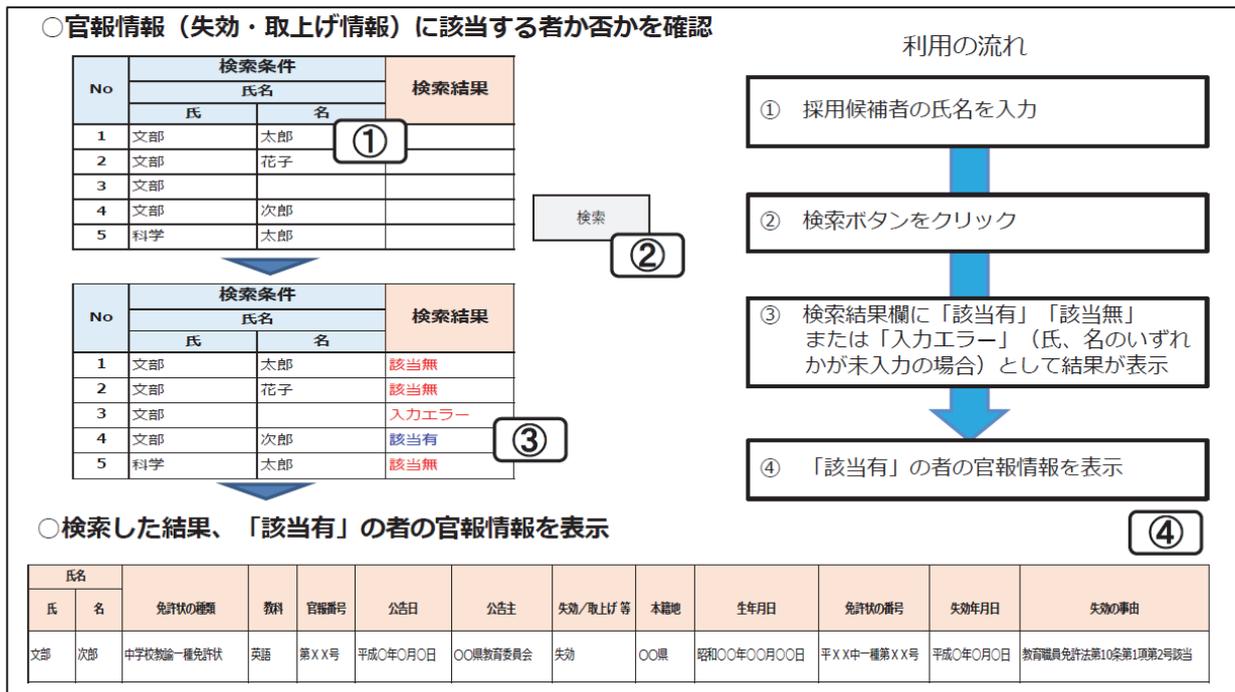
⁸ 「禁錮以上の刑」には、懲役刑は含まれる（執行猶予がつく場合も含まれる。）が、罰金刑は含まれない。

⁹ 心身の故障の場合等は除く（以下同じ）。

¹⁰ ①～③の場合等により失効又は取上げ処分となった者は、速やかに免許状を免許管理者（都道府県教育委員会）に返納しなければならない（第10条第2項、第11条第5項）。

¹¹ 検索ツールの利用においては、情報管理を徹底するため、利用する全担当者の所属・氏名の事前登録を義務化するとされた。また、免許状の有効性及失効情報の事実関係の確認に当たっては、検索ツールでは、採用希望者と同姓同名の別の者が表示されたり、該当者が既に免許状の再授与を受けたりしている可能性等も考えられることから、検索ツールにより得られた情報のみに依拠することなく、採用希望者である本人に対して、面接等で必ず確認するなど、より詳細に確認した上で判断することとされた（文部科学省「官報情報検索ツールの改善及びその適切な活用について（依頼）」（令2.10.30））。

図表 2 官報情報検索ツールの仕組み（イメージ）



（出所）文部科学省「官報情報検索ツールの改善及びその適切な活用について（依頼）」（令2.10.30）添付資料より抜粋

（3）免許状の再取得に係る現行規定

免許法第5条第1項第4号・第5号では、公立学校の教員が懲戒免職又は分限免職の処分を受けた場合、国立学校又は私立学校の教員が懲戒免職又は分限免職に相当する事由により解雇された場合等において、当該事案による失効又は取上げ処分の日から「3年を経過しない者」に対して、免許状を授与しないこととされている¹²。したがって、わいせつ行為により懲戒免職処分等を受けても、3年を経過すれば、免許状が再取得可能となっている。

また、同条同項第3号では、「禁錮以上の刑に処せられた者」に対して、免許状を授与しないこととされている。刑法第34条の2第1項において、「禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで10年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う」とされていることから、わいせつ行為により禁錮以上の刑に処せられた場合でも、その後、罰金以上の刑に処せられずに10年を経過すれば、免許状は再取得可能となっている。

¹² 平成14年の免許法改正により、取上げ処分を受けてから再取得可能となるまでの期間が2年から3年に延長されるとともに、新たに、失効した場合において、再取得可能となるまでの期間を3年とする規定が設けられた。3年への引上げ等について、当時の文部科学副大臣は、「教員の職務の特殊性に鑑みて、2年という短期間で教職につける可能性があることは適当でないということで、改正を行った。3年とした理由については、他の資格との均衡を考えた場合に、それぞれの免許との比較をした上で、やはり3年というものが適当だという判断で、今回、3年という改正をお願いした」旨述べた（第154回国会衆議院文部科学委員会議録第9号19頁（平14.4.24））。

4. 最近の主な政府・関係者の動き

本節では、教員によるわいせつ行為をめぐる最近の主な政府・関係者の動きを取り上げていく。

(1) 性犯罪・性暴力対策の強化の方針

政府は、令和2年6月11日、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）を決定し、性犯罪・性暴力の根絶に向けて社会全体でこの問題に取り組む必要があるとして、令和2～4年度までの3年間で性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」と定め、取組を速やかに進めていくとした。

同方針では、「わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分」に関して、「過去に児童生徒等へのわいせつ行為等を原因として懲戒処分等を受けた者の教員免許状の管理等の在り方について、免許状失効から3年経過すれば再取得可能となっていることを含め、より厳しく見直すべく、他の制度との関係や法制上の課題等も含め検討を進める。あわせて、保育士等についても同様の対応を検討する。さらに、わいせつ行為が行われないよう、必要な環境の整備を図る」とされた¹³（下線は筆者による。以下同じ）。

同方針策定後の7月22日、萩生田文部科学大臣は国会質疑において、大臣政務官も加わった上で担当の総合教育政策局にプロジェクトチームを設け、免許法の改正に向けて整理している旨を明らかにするとともに、「非常に重要な問題と考えており、私の責任において、できるだけ速やかな法案提出を念頭に、しっかりと進めていく」旨述べ¹⁴、早期の法改正に意欲を示した¹⁵。

(2) 再取得可能な年数の5年への引上げに係る報道と文部科学省の対応

令和2年8月31日以降、文部科学省が免許法を改正し、再取得可能な年数を3年から5年に延ばす方向で検討している旨が相次いで報じられた¹⁶。同報道等を受けて、萩生田文部科学大臣は、9月1日の大臣記者会見で、「欠格期間の延長等も検討課題の一つとして考えられる事項ではあるが、それだけで足りるものではないと思っており、より幅広い視点から、実効性のある方策を検討し、できる限り速やかに国会に法案を提出できるように準備を進めていきたい」旨述べた¹⁷。

文部科学省が実施した方策の一つが、検索ツール（3.（2）参照）の見直しである。検索ツールについては、従来、①検索可能な情報が、再取得可能になるまでの期間である直

¹³ このほか、同方針では、児童生徒等に対してわいせつ行為に及んだ教員について、原則として懲戒免職とすること等を求めている。令和2年9月までに、全ての都道府県・指定都市教育委員会の懲戒処分基準において、その旨の規定が整備された（「萩生田光一文部科学大臣記者会見録」（令2.12.11））。

¹⁴ 第201回国会閉会後衆議院文部科学委員会議録第11号3頁（令2.7.22）

¹⁵ なお、これに先立つ令和2年3月の国会質疑において、文部科学省は、児童生徒に対するわいせつ行為等を原因として懲戒処分等を受けた者に対する、より厳格な対応の在り方について、省内に事務的な検討体制を作って検討を進めている旨を明らかにしていた（第201回国会衆議院文部科学委員会議録第2号19頁（令2.3.6））。

¹⁶ 『共同通信ニュース』（令2.8.31）、『読売新聞』（令2.9.1）等

¹⁷ 「萩生田光一文部科学大臣記者会見録」（令2.9.1）

近3年間分となっており、それ以前の検索ができない、②わいせつ行為で懲戒免職となったのかなど、懲戒免職の具体的な理由が確認できない等の課題があった¹⁸。このうち①への対応として、萩生田文部科学大臣は、9月15日の大臣記者会見で、これを直近40年間分検索できるように変更する旨表明した¹⁹。これを受けて、まず、令和2年10月末提供の検索ツールから直近5年間分の検索が可能となり、次いで、翌3年2月提供の検索ツールから直近40年間分の検索が可能となった（②への対応については、（4）イ及び（5）ウ参照）。

（3）再取得可能な年数の5年への引上げに係る報道を受けた議論

ア 再取得可能な年数の見直しについての意見

再取得可能な年数の3年から5年への引上げが報じられると、その在り方について様々な立場から指摘がなされた。

性犯罪者の治療に関わる原田隆之筑波大学教授は、教員側にも人権があるとしつつ、犯罪心理学的な観点から、①性犯罪を起こした人は再犯リスクが高く、②再犯を防ぐための治療上からも望ましくないため²⁰、再取得させるべきでない旨述べた。また、5年への引上げに関しても、「科学的な根拠にかなり疑問」、「5年を経過したら大丈夫というデータがあるなら検討する余地もあるが、この問題は5年でどうにかなるというものではない」旨指摘した²¹。

また、保護者らで作る団体（全国学校ハラスメント被害者連絡会及び子どもの権利を守る会）が、子供にわいせつ行為をして懲戒処分となった教員に免許を再交付しないように求める約5.4万人分の署名を、文部科学省に提出した²²。

このほか、後藤弘子千葉大学教授は、「きちんとした更生プログラムも受けないで、一定の期間が過ぎたという理由だけで教壇に戻すのは危険だ。第三者がきちんと判断、評価をして、教員免許を再交付するようにしなければならない」として、再交付に当たって一定の条件を付けるべきと指摘した²³。

一方で、作花知志弁護士は、子供や保護者の立場から不安の声が上がるのは当然としつつ、教員にも人権があり、「教員免許の再取得を可能とするか、仮に可能とする場合でも欠格期間をどの程度にするべきか、という一律の人権制限は必要最小限度でなければ

¹⁸ 第201回国会閉会後衆議院文部科学委員会議録第11号2頁（令2.7.22）等

¹⁹ 「萩生田光一文部科学大臣記者会見録」（令2.9.15）。40年とした根拠については、「刑法上の有期刑の上限が30年であり、刑を終えた10年後に前科とみなされなくなることを踏まえた」（本稿3.（3）参照）旨が報じられている（『日本経済新聞』夕刊（令2.9.16））。

²⁰ 「治療で一番重要なことは、犯罪を誘発する「引き金」に近寄せないことであるが、子供が側にいるだけで引き金が引かれてしまうことがある。再取得させて学校に戻すことは、本人がどれだけ反省しているようが、理性の力が及ばないところでまた引き金が引かれてしまい、再犯リスクが高まることとなる」旨指摘した（出所は後掲注21に同じ）。

²¹ 「わいせつ教員に再び免許を与えてはいけない 専門家が語る再発防止治療の難しさ 性犯罪の「再犯率」と「依存性」『FNNプライムオンライン』（令2.9.8）〈<https://www.fnn.jp/articles/-/82433>〉

²² 『朝日新聞』（令2.9.29）、『読売新聞』（令2.9.29）等

²³ 『読売新聞』（令2.10.17）

ならない」旨述べ、一切再取得を認めないことに対して、疑問を呈した²⁴。

イ その他の法改正を求める意見

再取得可能な年数の引上げに係る免許法改正以外の法改正を求める意見も示された。

末富芳日本大学教授は、「子どもを守る法整備という面で、日本は欧米に比べてあまりにも脆弱」とした上で、児童の権利条約で定められた内容を実現していくため、教育基本法及び学校教育法に同条約について追記することを提案した²⁵。

また、末富教授は、現行の児童虐待防止法では、「児童虐待」を、保護者によるわいせつ行為を含む性的虐待や身体的虐待等と定めているところ（第2条）、教員による性暴力を含む子供への虐待にも適用し、違反した教員を処罰する根拠とするべく、体罰の禁止を定めた学校教育法第11条に、「児童虐待防止法で定める虐待に類する行為」の禁止も加えるべき旨指摘した²⁶。

NPO法人千葉こどもサポートネットの米田修理事長も、教員によるわいせつ行為について、「行政は、性暴力について「不祥事」という言い方をするが、子供にしたら教員による明確な「暴力」であり、子供への人権侵害だと認識してほしい」旨指摘し、子供の権利を擁護する観点から、末富教授と同様、教員による子供への虐待行為等を禁止する法整備を求めた²⁷。

(4) 免許法改正案提出の見送りと今後の取組

ア 免許法改正案提出の見送り

萩生田文部科学大臣は、令和2年11月13日の国会質疑で、「児童生徒等に対してわいせつ行為を行う、繰り返す者が二度と教壇に立つことができないようにしたいという思いは私も全く同じ」としつつ、法制上の課題があることを認め、政府内の調整が難航していることを示唆した²⁸。

そして、12月25日の大臣記者会見において、「懲戒免職等により教員免許状が失効した者の欠格期間を実質的に無期限に延長できないかと考え、教育職員免許法の改正について、内閣法制局等と相談を重ねてきましたが、いまだ法制上乗り越えられない課題があり、次期通常国会に内閣提出法案として提出できる状況には至りませんでした」と述べ、政府として法案提出を見送る考えを示した。そして、その理由として、

①児童生徒等にわいせつ行為を行い懲戒免職となった者に、無期限に教員免許状を授与しないとすることについては、現行法上、例えば殺人罪などの重罪を犯し懲役刑に処

²⁴ 「わいせつ教員を「一生排除」は憲法違反? 「職業選択の自由」、どう考えるべきか」『弁護士ドットコムニュース』(令2.10.8) <https://www.bengo4.com/c_18/n_11820/>

²⁵ 「教師の性暴力が“治外法権”の日本 『子ども法』で性犯罪歴をデータ化したイギリスの例から考える」『FNNプライムオンライン』(令2.11.9) <<https://www.fnn.jp/articles/-/105137>>

²⁶ 前掲注25、「学校での“教員からの性暴力”なくすために オンライン・ディスカッション/後編【vol.109】」『NHK みんなでプラス』(令2.12.15) <<https://www.nhk.or.jp/gendai/comment/0014/topic034.html>>

²⁷ 「学校での“教員からの性暴力”なくすために オンライン・ディスカッション/後編【vol.109】」『NHK みんなでプラス』(令2.12.15) <<https://www.nhk.or.jp/gendai/comment/0014/topic034.html>>、『日本教育新聞』(令3.1.11)

²⁸ 第203回国会衆議院文部科学委員会議録第2号5頁(令2.11.13)

せられた場合でも、刑の執行後 10 年で刑が消滅することなどとの均衡上、法制的に採ることができなかつたこと、

- ②「小児性愛」に該当する者は子供と身近に関わる環境下でわいせつ行為を行うおそれがあるとの指摘があることを踏まえ、その診断を受けた者に教員免許状を授与しないとすることを検討したが、「小児性愛」は現状では疾病として診断基準等が確立されているとは言えず、適用範囲の明確さが求められる法令上の欠格事由として規定することはできないと判断せざるを得なかつたこと

を挙げた²⁹。

イ 今後の取組

その上で、萩生田文部科学大臣は、同日の大臣記者会見において、文部科学省として「可能な限りの手立てを講じるという強い思いを持ってこの問題に取り組む」との決意を示し、法改正を伴わない形での文部科学省による今後の取組を明らかにした（**図表 3** 参照）。

図表 3 文部科学省による具体的な取組

- | |
|--|
| <p>(i) 検索ツールの実効性を高めるため、懲戒免職の事由が児童生徒等に対するわいせつ行為であることが判別できるよう、省令（免許法施行規則）を改正すること（注1）</p> <p>(ii) 教員採用時の書類の様式について、処分歴等の記入欄を設け詳細な記載を求めている地方公共団体の例や参考様式を示し、工夫・改善を要望・要請すること（注2）（注3）</p> <p>(iii) 児童生徒等にわいせつ行為を行った教員を原則として懲戒免職処分とすることや遺漏なく告発することの徹底（注3）</p> <p>(iv) 教員が児童生徒等と私的なSNSなどによるやりとりを行わないことの明確化なども含む予防的な取組の推進（注3）</p> |
|--|

（注1）（2）で述べた検索ツールの課題②（懲戒免職となった具体的理由が確認できない）に対応するもの。（5）ウも参照のこと。

（注2）令和2年12月公表の文部科学省調査（「教員による児童生徒等に対するわいせつ行為の防止に資する採用段階における取組に関する調査」）によれば、68の都道府県・指定都市教育委員会等のうち、令和2年度教員採用試験に係る採用関係書類において懲戒処分歴の明記を求めているものは33あり、明記を求めていない35のうち31が、今後明記を求めることを検討予定としている。

（注3）（5）エを参照のこと。

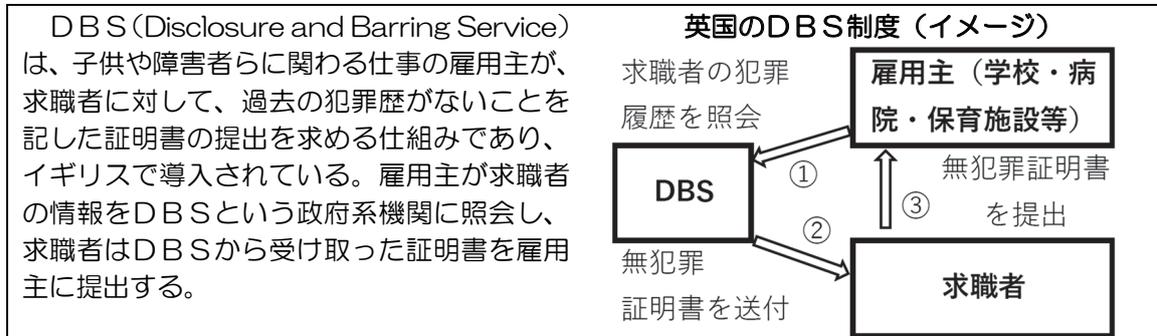
（出所）「萩生田光一文部科学大臣記者会見録」（令2.12.25）等より作成

また、わいせつに係る問題は教員のみならず保育士など、子供と日常的に接する職種に共通する課題であるとした上で、①イギリスでは、これらの職種において人を雇用する場合に、公的機関が発行する無犯罪証明書を求める仕組み（DBS）があり、参考になると考えている、②「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）

²⁹ 「萩生田光一文部科学大臣記者会見録」（令2.12.25）（以下（4）の出所は、特段の記述がない限り同じ。）

でも、海外の例も参考にしつつ検討する旨が盛り込まれており³⁰、文部科学省としても、検討に積極的に協力していく旨述べた（DBS³¹の概要は、**図表 4** 参照）。

図表 4 DBSの仕組み



（出所）『朝日新聞』（令2.12.21）等より作成

（5）法案提出見送り以後の主な動き

ア 政府の姿勢

菅内閣総理大臣は、令和3年2月4日の国会質疑で、性犯罪歴がない証明書を求めることの検討に関して、「関係省庁がしっかり連携してできるだけ早く具体化し、子供を性被害から守る取組を進めていきたい」旨述べ³²、いわゆる「日本版DBS」の具体化に向けた決意を述べた。また、萩生田文部科学大臣は、法案提出を見送った免許法の改正に関連して、「引き続き取り組んでいく」旨述べ、今後の検討に意欲を示した³³。

イ 与野党の動き

政府による免許法改正案提出の見送り以降、与野党それぞれで、新法の制定や法改正に向けた検討が進められている。具体的には、①児童生徒らにわいせつな行為を行った教員が教壇に戻ることを防ぐ新法の制定や、②子供に関わる職業の従事者に性犯罪歴がないことを証明する制度の創設（いわゆる「日本版DBS」の創設）に係る議論が報じられている³⁴。このほか、③わいせつ行為により罰金の刑に処せられた者について、新たに5年間免許状を再取得できないこととするとともに、保育士についても教員に準じた形で欠格事由を厳格化する法改正の検討なども報じられている³⁵。

³⁰ 同基本計画では、「教育・保育施設等や子供が活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ等）において、子供に対するわいせつ行為が行われないよう、法令等に基づく現行の枠組との関係を整理し、海外の法的枠組も参考にしつつ、そこで働く際に性犯罪歴がないことの証明書を求めることを検討するなど、防止のために必要な環境整備を図る」とされた。

³¹ ベビーシッターの性犯罪の疑いによる逮捕が相次いだことを受けて、令和2年7月にNPO法人フローレンスが、いわゆる「日本版DBS」の導入を訴え（『朝日新聞』（令2.7.15））、12月には与党議員が上川法務大臣に同制度の創設を申し入れるなど（『毎日新聞』（令3.1.6））、導入を求める声が上がっている。他方で、①懲戒処分になっても刑事事件にならないケースや行為が表面化しないケースがあり、事案の把握方法に課題があること、②犯歴が社会に拡散すると社会復帰の妨げになることから、慎重な取組が求められること等の指摘もある（『日本経済新聞』（令3.2.25））。

³² 第204回国会衆議院予算委員会議録第4号21頁（令3.2.4）

³³ 前掲注32に同じ

³⁴ 『読売新聞』（令3.3.2、令3.3.28）等

³⁵ 『朝日新聞』（令3.2.19）、『毎日新聞』電子版（令3.2.26）

ウ 免許法施行規則改正

図表3 (i) で取り上げた免許法施行規則改正については、パブリックコメントを経て、4月1日から施行された。同施行規則改正により、失効・取上げの事由が懲戒免職処分又は解雇であるときは、わいせつ行為等に該当するか否か等についても、官報に掲載することとされた³⁶。

エ 通知の発出

図表3 (ii) ~ (iv) に関連して、4月9日、文部科学省は「令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について(通知)」を発出した。同通知では、①採用希望者の経歴等を十分に確認するため、刑事罰や懲戒処分歴の記入欄を設けた採用関係書類の様式例を提示したほか、②教育委員会に対して、告発を遺漏なく行うことを含む厳正な対応や、③SNS等による私的なやりとりの禁止の明確化、密室状態の回避を含む予防的な取組の推進等を求めた。

5. 議論の整理

教員等によるわいせつ行為に係る議論は、関心の高いテーマであり、多くの課題や対応策が論じられている。そのため、一つ一つの課題や対応策が、議論の全体像の中でどのような意味を持ち、また、相互にどのように関連しているのかが、分かりにくいものとなっている。そこで本節では、論じられている数多くの課題や対応策を整理していく上で重要と考えられる、三つの観点を示していくこととする。

(1) 議論の射程

第一に、「どの射程で議論しているか」という観点が重要となる。

本稿では、教員によるわいせつ行為を中心に取り上げてきたが、子供に対する性犯罪・性暴力という、より幅広い文脈の中で考えていくと、教員以外にも様々な者(①学校における教員以外の職員(事務職員や専門スタッフ等)、保育士、ベビーシッター、学習塾の講師、放課後児童クラブの職員やスポーツクラブのコーチなど、子供の成長に職業として関わる教員以外の者、②保護者や親族、③知り合いの大人や見知らぬ大人、④未成年同士など)が、子供に対する性犯罪・性暴力の加害者となっている実態がある。

これらの加害者による性犯罪・性暴力について、例えば、教員によるわいせつ行為への対応を中心に考えるのであれば、免許状の再取得に係る年数の見直しや検索ツールの改善など、教員に焦点を絞った議論は意味があるが、①の子供の成長に職業として関わる教員以外の者も含めた対応を考えるのであれば、保育士を含めた免許状・資格における欠格事由の在り方や、いわゆる「日本版DBS」の導入に向けた検討など、教員以外の職種も含めた形での議論が求められることとなる。

³⁶ 具体的には、①18歳未満の者又は自らが勤務する学校に在籍する幼児、児童若しくは生徒に対するわいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント、②わいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント(①に該当するものを除く。)、③交通法規違反又は交通事故、④教員の職務に関し行った非違(①~③に該当するものを除く。)、⑤上記①~④以外の理由、のいずれに該当するかについて官報に掲載することとされた(文部科学省「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の公布について(通知)」(令3.3.26))。

また、②・③など、職業として子供と関わる以外の大人による性犯罪・性暴力については、①において例示したような免許状・資格や職業と結び付いた制度の導入・改善では対応できないことから、刑事法上の見直しや相談体制の充実など、別の方法による対応を見据えた議論が必要となる。④の未成年同士については、性暴力の加害者にも被害者にもならないための性教育の充実(例:水着で隠れる部分は他人に触らせない／他人を触らない、もし触られたら大人に言うといった教育や、デートDVを防止する教育など)といった、子供自身に働きかける対応についても議論が求められるだろう。

このように、どのような加害者を念頭に置いて議論するかにより、(重なる部分はあるものの)考えられる課題や対応策は異なり得る。したがって、課題や対応策を検討するに当たっては、どの部分を射程に収めた議論を行っているのかを、絶えず意識していく必要がある³⁷。

(2) ボトルネックは何か

第二に、「課題を解決し対応策を実施していく上でボトルネックとなっている部分は何か」という観点が重要となる。

議論されている課題や対応策は、簡単に切り分けられるものではないが、

- ① (対応に当たって) 制度の見直し・新たな制度の創設が必要と考えられるもの、
- ② (既に制度の見直し・新たな制度の創設は行われているものの) 制度の運用に課題が指摘されているもの、
- ③ 制度の変更や運用の改善以外の方法により対応可能と考えられるもの

の三つに大別することができる(分類のイメージは、次頁図表5参照)。

ボトルネックの性質が異なれば、それを解決するための手法も異なり得る。そのため、課題や対応策について議論するに当たっては、①～③のどれに該当するかという観点を意識しておく必要がある。

³⁷ なお、5.(2)・(3)では、主に教員によるわいせつ行為に焦点を当てて議論を行っている。

図表5 論じられている課題や対応策の分類（イメージ）

①「制度の見直し・新たな制度の創設が必要と考えられるもの」の例	
免許状の再取得可能な年数の見直し	免許状が再取得可能となる年数を見直すに当たっては、免許法の改正が必要となる
いわゆる「日本版DBS」の創設	いわゆる「日本版DBS」を創設するに当たっては、個人情報の取扱いに係るものも含め、様々な制度改正が必要となると考えられる
性暴力根絶条例の制定	福岡県は平成31年、「性暴力根絶条例」を制定し、基本理念として「子どもを性暴力から守らなければならないこと」等を掲げ、公立学校では「発達の段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行うよう努める」等とした。他の自治体における取組として、同様の条例を制定（制度改正）することが考えられる
②「制度の運用に課題が指摘されているもの」の例	
官報への不掲載（注）	免許法に基づき、懲戒免職等により免許状が失効等となった場合、官報に公告することとされている。しかし、令和元年度までの10年間に、10都道府県教育委員会（教委）で計61人（うち、わいせつ事案は46人）が未掲載となっていた ※なお、令和3年3月3日までに全て掲載された
検索ツールの活用率の低さ	平成30年度から提供されている同ツールについて、令和2年11月時点で、都道府県教委は100%利用しているものの、私立学校を運営する学校法人の利用率は1割未満にとどまっていた ※なお、令和3年3月時点でも、都道府県・指定都市教委、国立大学法人は100%利用となったものの、いまだに学校法人の利用率は1割未満にとどまっている
懲戒免職処分の不徹底	文部科学省は教委に対し、児童生徒に対するわいせつ行為を行った教員を原則懲戒免職とする旨繰り返し通知し、令和2年9月までに、全都道府県・指定都市教委の懲戒処分基準において、その旨の規定が整備された。一方、平成27～令和元年度において、18教委が「悪質性が低く程度が軽微だった」こと等を理由に懲戒免職を見送ったことがある旨が報じられた（『読売新聞』（令2.12.8））
③「制度の変更や運用の改善以外の方法により対応可能と考えられるもの」の例	
子供へのアンケートの実施	被害を言い出せない子供の声を広く拾おうと、子供に「わいせつ被害を受けたかどうか」を尋ねるアンケート等を行う教委が増えている。全67都道府県・指定都市教委のうち9教委で、アンケート調査を実施していた（令和2年10～11月の読売新聞調査（『読売新聞』夕刊（令3.2.16）による））
教員向けのチェックシートの活用	長野県教委は、公立全教職員にわいせつ行為のリスクがないかの「自己分析支援チェックシート」を年1回受けさせている（長崎県教委もチェックシートを導入）
マニュアル等の整備	神奈川県教委策定の「教員のコンプライアンスマニュアル」（平30.3）では、必要のない写真等撮影禁止、児童生徒の指導は原則複数の教員で対応する、教科準備室のガラスにはポスターなどは貼らず中が見えるようにする、私的連絡の絶対禁止等を定めている（他の教委でも、類似のマニュアルがある）
性教育の充実	文部科学省は、令和3年度から「学校における生命（いのち）の安全教育推進事業」を開始し、性被害の未然防止を目的とした予防啓発教材を活用したモデル事業等を実施する等としている

（注）ただし、教委による手続上のミスのほか、「官報に教員の氏名が載ることで被害者が特定されるおそれがある」ことを理由に不掲載とした教委もあった点に留意が必要である。仮に、「被害者への対応のため、官報公告に当たって何らかの制度的見直しが必要」であるという切り口で論じていくのであれば、「官報への不掲載」に係る議論は、②ではなく、①「制度の見直し・新たな制度の創設が必要と考えられるもの」として整理することができる。このように、①～③については、どのような切り口で論じるかによって分類のされ方が異なり得る点に留意が必要である。

（出所）『読売新聞』（令2.11.5、令2.12.8、令2.12.29、令3.2.16夕刊）、『朝日新聞』（令2.12.1）、『日本教育新聞』（令3.1.11）、「萩生田光一文部科学大臣記者会見録」（令2.12.11、令3.3.5）、文部科学省「令和3年度予算（案）の説明～総合教育政策局関係～」等より作成

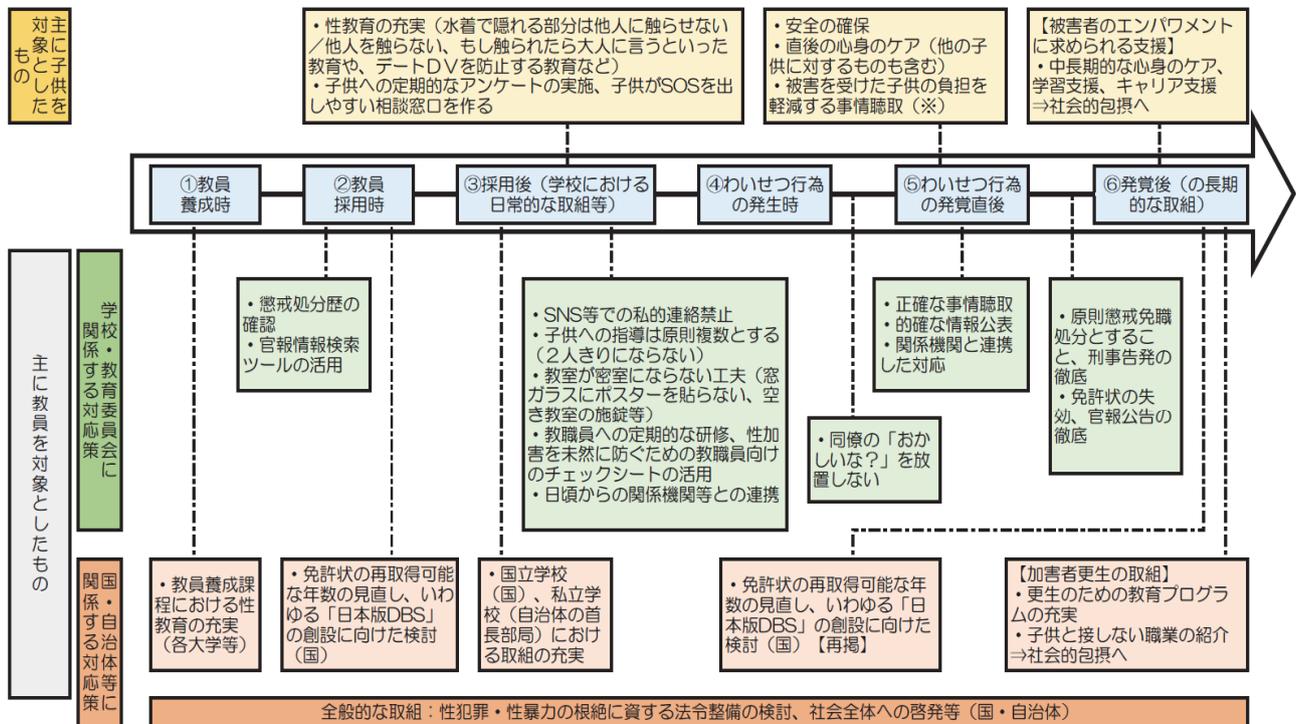
(3) 全体像の中での位置付け

第三に、論じられている課題や対応策が、全体像の中のどの部分に位置付けられるかという観点を意識していく必要がある。

それぞれの課題や対応策は、①教員養成時、②教員採用時、③採用後（学校における日常的な取組等）、④わいせつ行為の発生時、⑤わいせつ行為の発覚直後、⑥発覚後（の長期的な取組）といった各段階の中で、どこに位置付けられるか、また、主に子供を対象としたものか、主に教員を対象としたものか等によって整理することができる（図表6参照）。

論じられているそれぞれの課題や対応策が、全体像の中でどこに位置付けられるのかを明らかにすることで、抜け落ちている部分を顕在化させ、更なる課題や対応策を考えていくことが可能となるだろう。

図表6 それぞれの課題や対応策の全体像の中での位置付け（イメージ）



※近年、わいせつ事案や児童虐待の被害についての捜査において、警察、検察、児童相談所の3者が協力し、代表者1人が子供に聞き取りを行う「司法面接」の方法が取り入れられつつある。まとめて話を聞くことで負担を軽減し、的確に事実を引き出しやすくなるとされている。
 (注) 本図表では、想定される対応策の例を取り上げており、これ以外にも多くの対応策が考えられる。

(出所) 『教育新聞』(令2.10.29)、『日本教育新聞』(令2.11.2)、『読売新聞』夕刊(令3.2.16)等より作成

6. おわりに

本稿では、教員によるわいせつ行為に焦点を当て、その現状と対応に係る最近の主な政府・関係者の動きを概観するとともに、議論の整理を行ってきた。5. で述べた三つの観点を踏まえて、教員によるわいせつ行為に係る議論が整理され、今後の議論が実りのあるものとなっていくことを期待したい。

(たけうち けんた)